

平成23年12月5日（月）

訪問系サービスについて

平成23年度経営実態調査の調査結果

(単位:千円)

		訪問系サービス								重度障害者 等包括支援
				居宅介護 (再掲)		重度訪問介護 (再掲)		行動援護 (再掲)		
I 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	13,513	30.4%	10,222	22.3%	31,291	59.3%	11,749	59.6%	-
	(2) 利用料収入	1,403	3.2%	1,714	3.7%	1,466	2.8%	124	0.6%	-
	(3) 補助事業等収入	3,448	7.8%	2,640	5.8%	2,975	5.6%	4,886	24.8%	-
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	15	0.0%	10	0.0%	0	0.0%	21	0.1%	-
	(5) その他	26,047	58.6%	31,226	68.1%	16,989	32.2%	2,945	14.9%	-
II 事業活動支出	(1) 給与費	29,694	66.8%	29,487	64.3%	38,599	73.2%	14,997	76.1%	-
	(2) 減価償却費	359	0.8%	352	0.8%	345	0.7%	249	1.3%	-
	(3) 委託費	641	1.4%	659	1.4%	262	0.5%	137	0.7%	-
	(4) その他	6,978	15.7%	7,742	16.9%	6,061	11.5%	2,877	14.6%	-
III 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	9	0.0%	9	0.0%	26	0.0%	0	0.0%	-
	(2) 本部からの繰入金収入	27	0.1%	38	0.1%	0	0.0%	9	0.0%	-
IV 事業活動外支出	(1) 借入金利息	83	0.2%	102	0.2%	92	0.2%	10	0.1%	-
	(2) 本部への繰入金支出	147	0.3%	157	0.3%	143	0.3%	120	0.6%	-
収入(①= I (1)+ I (2)+ I (3)+ I (5)+III)		44,447	100.0%	45,850	100.0%	52,746	100.0%	19,713	100.0%	-
支出(②= II - I (4)+IV)		37,887	85.2%	38,489	83.9%	45,503	86.3%	18,368	93.2%	-
収支差(③=①-②)		6,560	14.8%	7,361	16.1%	7,243	13.7%	1,345	6.8%	-
客体数		498		348		49		48		-

自立支援法における訪問系サービス

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	同行援護 (平成23年10月～)
対象者要件	<p>「障害者等」 ○区分1以上</p> <p>※ 通院等介助（身体介護を伴う）場合、以下のいずれにも該当すること</p> <p>(1)区分2以上</p> <p>(2)以下の①～⑤の調査項目のいずれかについて、それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定</p> <p>①「歩行」：「できない」</p> <p>②「移乗」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>③「移動」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>④「排尿」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>⑤「排便」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p>	<p>障害程度区分4以上であって、以下のいずれにも該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。</p>	<p>「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有するもの」</p> <p>【以下のいずれにも該当】</p> <p>○ 区分3以上</p> <p>○ 認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)の合計点数が8点以上であること</p>	<p>障害程度区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度知的障害者 <p>② 障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者</p>	<p>「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等」</p> <p>○ 障害程度区分を用いず、アセスメント票の基準を満たす者とする。</p> <p>※ 身体介護を伴う場合、以下のいずれにも該当すること</p> <p>(1)区分2以上</p> <p>(2)以下の①～⑤の調査項目のいずれかについて、それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定</p> <p>①「歩行」：「できない」</p> <p>②「移乗」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>③「移動」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>④「排尿」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p> <p>⑤「排便」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」</p>
支援の範囲	<p>○ 居宅における入浴、排泄、食事等の介護</p> <p>○ 調理、洗濯、掃除等の家事</p> <p>○ 生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助</p>	<p>○ 居宅における入浴、排泄及び食事等の介護</p> <p>○ 調理、洗濯及び掃除等の家事</p> <p>○ その他生活全般にわたる援助</p> <p>○ 外出時における移動中の介護</p> <p>※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>○ 障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護</p> <p>○ 外出時における移動中の介護</p> <p>○ 排泄、食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助</p>	<p>○ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供</p>	<p>○ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供（代筆・代読を含む）</p> <p>○ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助</p>

各種加算について

【特定事業所加算の状況】(平成21年度創設 介護保険並び)

○ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。

- ・特定事業所加算(Ⅰ)(①～③のすべてに適合) 所定単位数の20%加算
- ・特定事業所加算(Ⅱ)(①及び②に適合) 所定単位数の10%加算
- ・特定事業所加算(Ⅲ)(①及び③に適合) 所定単位数の10%加算

①サービス提供体制の整備(研修の計画実施等)

②良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等)

③重度障害者への対応(区分5以上の利用者が30%以上)

○ 算定事業所数(取得割合)

単位:カ所

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護
加算(Ⅰ)	427(2.8%)	217(4.3%)	124(12.1%)
加算(Ⅱ)	1,339(8.8%)	92(1.8%)	119(11.6%)
加算(Ⅲ)	190(1.3%)	115(2.3%)	49(4.8%)
総事業所数	15,149(100%)	5,013(100%)	1,029(100%)

※出所:国保連データ(平成23年4月)

【初回加算の状況】(平成21年度創設 介護保険並び)

○ 新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について1月につき200単位を加算。

○ 算定利用者数(取得割合)

- ・居宅介護 2,926人(2.5%)
- ・重度訪問介護 207人(2.5%)
- ・行動援護 112人(2.0%)

※出所:国保連データ(平成23年4月)

【緊急時対応加算の状況】(平成21年度創設 介護保険並び)

○ 居宅介護等計画に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、1回につき100単位(月2回まで)を加算。

○ 算定利用者数(取得割合)

・居宅介護 517人(0.4%)

・重度訪問介護 105人(1.3%)

・行動援護 34人(0.6%)

※出所:国保連データ(平成23年4月)

【利用者負担上限額管理加算の状況】(制度当初からの加算)

○ 事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合、1月につき150単位を加算。

○ 算定事業所数(取得割合)

・居宅介護 1,517カ所(10.0%)

・重度訪問介護 306カ所(6.1%)

・行動援護 187カ所(18.2%)

※出所:国保連データ(平成23年4月)

【特別地域加算の状況】(平成21年度創設 介護保険並び)

○ 中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合、所定単位数の15%を加算。

○ 算定利用者数(取得割合)

・居宅介護 11,604人(9.7%)

・重度訪問介護 291人(3.5%)

・行動援護 424人(7.5%)

・重度障害者等包括支援 0人(0%)

※出所:国保連データ(平成23年4月)

【移動介護加算の状況】(制度当初からの加算) ※重度訪問介護のみ

○ 移動中の介護を行った場合に、移動介護の実施時間数に応じて加算する。また、同時に2人により移動中の介護を行った場合は、それぞれの従事者について 所定単位数を加算。

○ 算定利用者数(取得割合)・・・4,926人(59.6%) ※出所:国保連データ(平成23年4月)

【重度の障害者に対する加算の状況】(制度当初からの加算) ※重度訪問介護のみ

○ 重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する者については、所定単位数の15%を加算。区分6の者については、7.5%を加算。

○ 算定利用者数(取得割合)

・重度障害者等包括支援対象者 911人(11.0%)

・区分6 5,288人(64.0%)

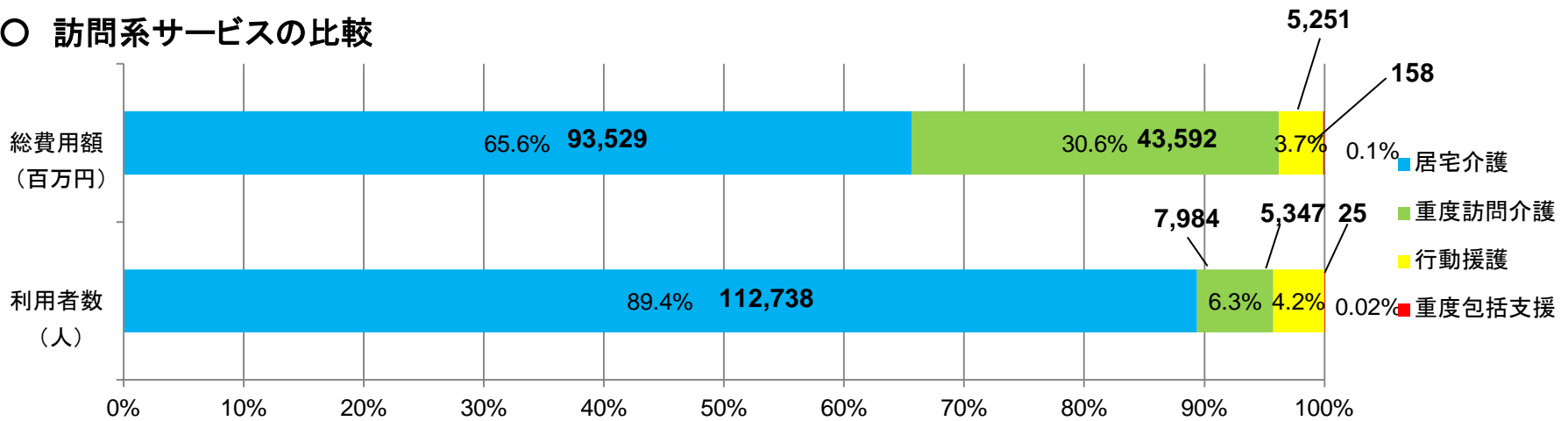
※出所:国保連データ(平成23年4月)

訪問系サービスの現状について

【現状(22年度)】

- 総費用: 142, 532百万円、総利用者数: 126, 094人
- 総費用額、利用者数ともに、居宅介護が大半を占めている。
- 重度訪問介護については、総費用額の30.6%、総利用者数の6.3%を占めている。

○ 訪問系サービスの比較



○ 1人当たり利用額

	H20年度	H21年度	H22年度
居宅介護	6.0万円/月	6.8万円/月	6.9万円/月
重度訪問介護	36.4万円/月	43.9万円/月	45.5万円/月
行動援護	7.0万円/月	8.0万円/月	8.2万円/月
重度障害者等包括支援	36.2万円/月	50.0万円/月	53.4万円/月

※出所: 国保連データ

【障害程度区分毎の利用状況】

○ 利用者数は約13万人※であり、区分2、3、6の者が約6割を占めている。

※国保連データ(平成23年4月)

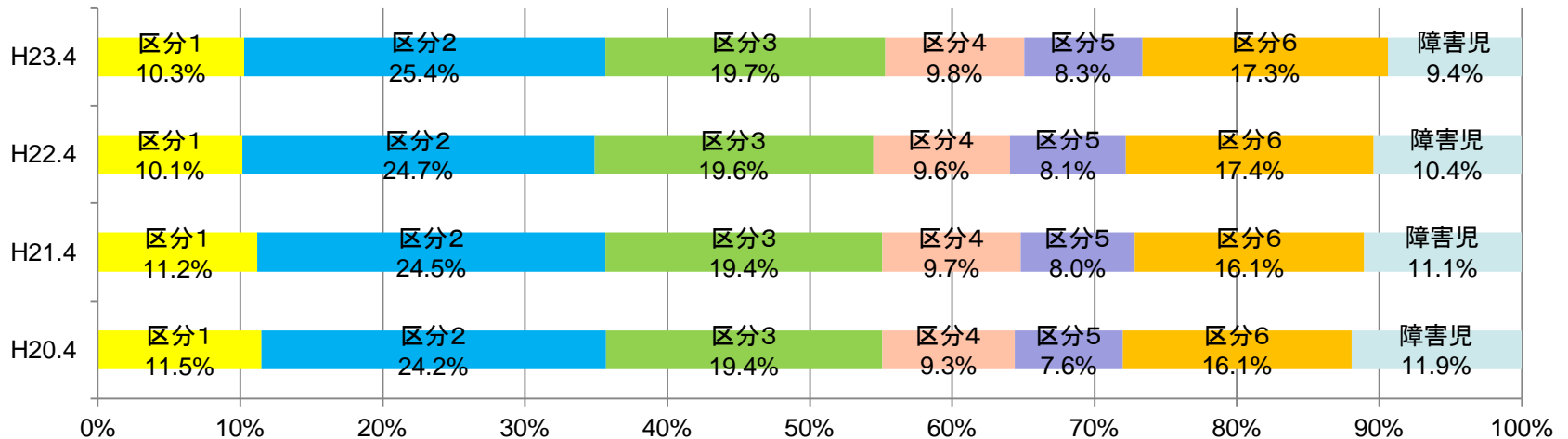
○ 訪問系サービスの受給者数

障害程度区分	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
受給者数(人)	130,342	13,365	33,072	25,637	12,719	10,812	22,505	12,232
割合	100%	10.3%	25.4%	19.7%	9.8%	8.3%	17.3%	9.4%

※区分なし(者)、旧法区分を除く

※出所:国保連データ(平成23年4月)

○ 訪問系サービスの障害程度区分の割合の推移



※出所:国保連データ

居宅介護

○ 対象者

- 障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級 等

○ 報酬単価

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
254単位(30分)～833単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

家事援助中心、通院等介助(身体介護なし)
105単位(30分)～276単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

通院等乗降介助
1回100単位

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○ 事業所数 15,149(国保連平成23年4月実績)

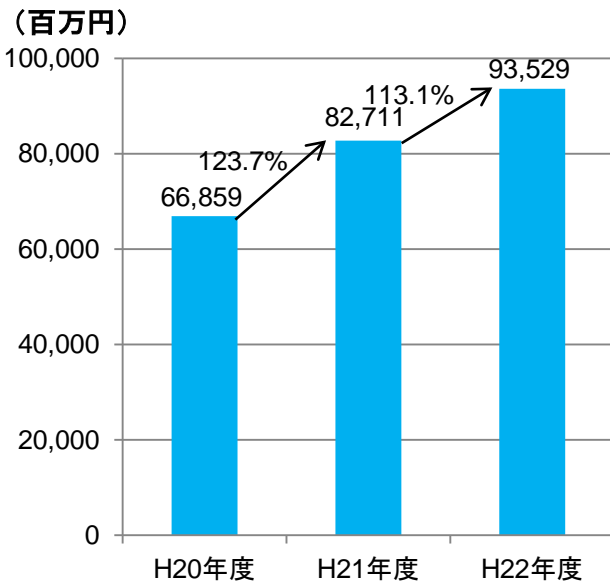
○ 利用者数 119,226(国保連平成23年4月実績)

居宅介護の現状について

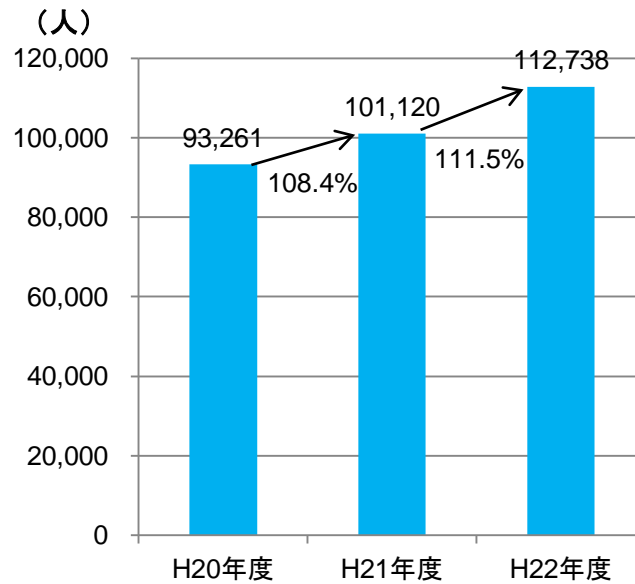
【利用状況(20年度～22年度比較)】

- 居宅介護の費用額は、約935億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の8.3%を占めている。
- 総費用額、利用者数、事業所数については、毎年度増加している。

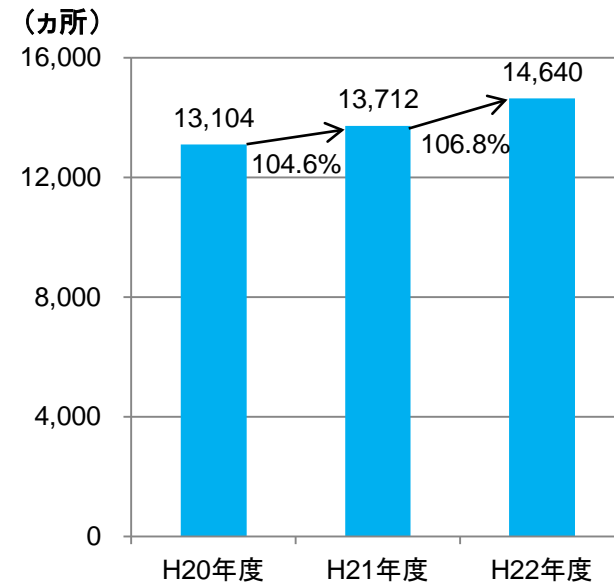
総費用額の推移



利用者数の推移(月平均)



事業所数の推移(月平均)



※出所:国保連データ

【障害程度区分毎の利用状況】

○ 利用者数は約12万人※であり、区分2、3の者が約5割を占めている。

※国保連データ(平成23年4月)

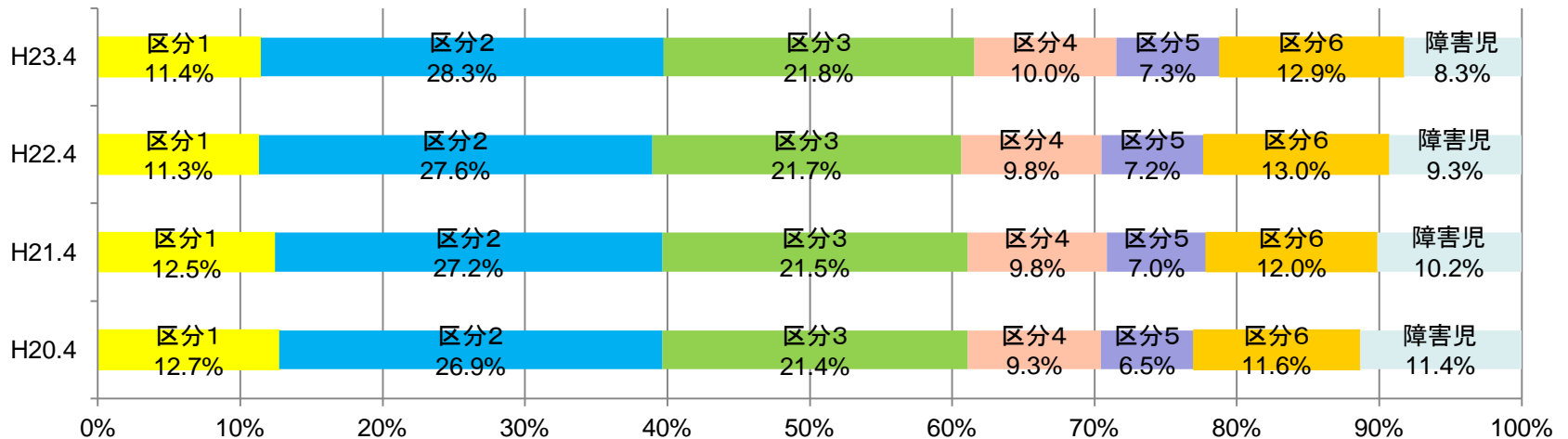
○ 居宅介護の受給者数

障害程度区分	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
受給者数(人)	116,838	13,365	33,072	25,485	11,651	8,490	15,087	9,688
割合	100%	11.4%	28.3%	21.8%	10.0%	7.3%	12.9%	8.3%

※区分なし(者)、旧法区分を除く

※出所:国保連データ(平成23年4月)

○ 居宅介護の障害程度区分の割合の推移



※出所:国保連データ

平成21年度報酬改定概要について

- 「身体介護」、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」、「通院等乗降介助」については、介護保険並びで設定。
- 「家事援助」、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」については、介護保険の「生活援助」と同様に、特に短時間のサービス時間について評価。

平成18年4月報酬

「身体介護」	
「通院等介助(身体介護を伴う場合)」	
30分未満	230単位
30分以上1時間未満	400単位
1時間以上1時間30分未満	580単位
3時間以上	875単位に30分増す毎に+70単位

「家事援助」	
「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」	
30分未満	80単位
30分以上1時間未満	150単位
1時間以上1時間30分未満	225単位
1時間30分以上	295単位に30分増す毎に+70単位

「通院等乗降介助」 99単位

平成21年4月報酬

「身体介護」	
「通院等介助(身体介護を伴う場合)」	
30分未満	254単位
30分以上1時間未満	402単位
1時間以上1時間30分未満	584単位
3時間以上	916単位に30分増す毎に+83単位

「家事援助」	
「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」	
30分未満	105単位
30分以上1時間未満	197単位
1時間以上1時間30分未満	276単位
1時間30分以上	346単位に30分増す毎に+70単位

「通院等乗降介助」 100単位

重度訪問介護

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者
 - ① 二肢以上に麻痺等があること。
 - ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

○サービス内容

- 居室における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
 - ・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居室介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者
障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

- 7. 5%加算対象者…障害程度区分6の者

○報酬単価

■ 基本報酬

183単位（1時間）～1,409単位（8時間） ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算（10%又は20%加算）

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算（15%加算）

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○事業所数 5,013（国保連平成23年4月実績）

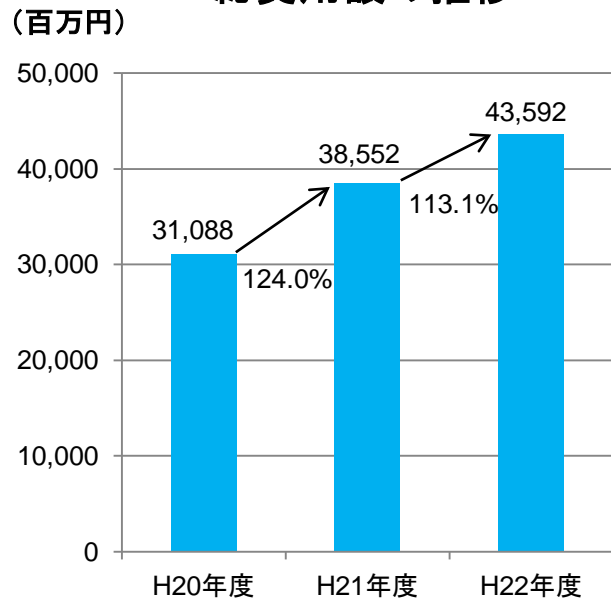
○利用者数 8,262（国保連平成23年4月実績）

重度訪問介護の現状について

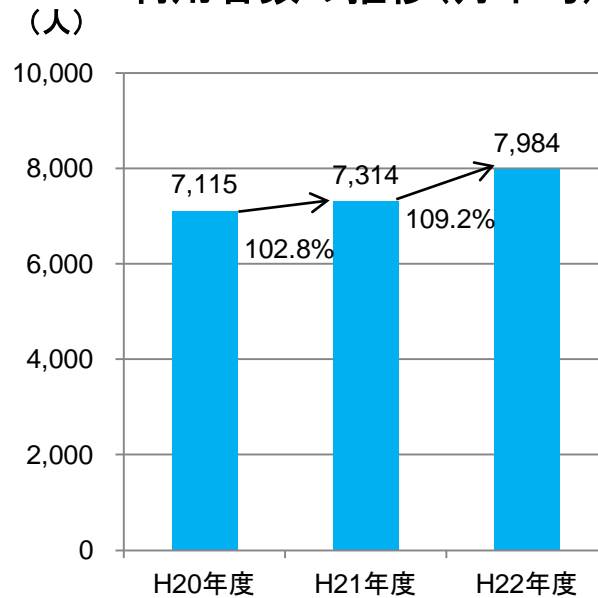
【利用状況(20年度～22年度比較)】

- 重度訪問介護の費用額は、約436億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の3.9%を占めている。
- 総費用額、利用者数、事業所数については、毎年度増加している。

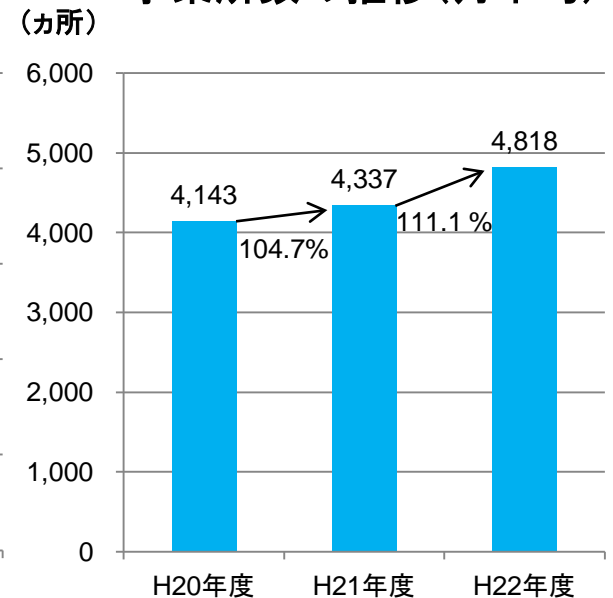
総費用額の推移



利用者数の推移(月平均)



事業所数の推移(月平均)



※出所:国保連データ

【障害程度区分毎の利用状況】

○ 利用者数は約8千人※であり、区分6の者が約7割以上を占めている。

※国保連データ(平成23年4月)

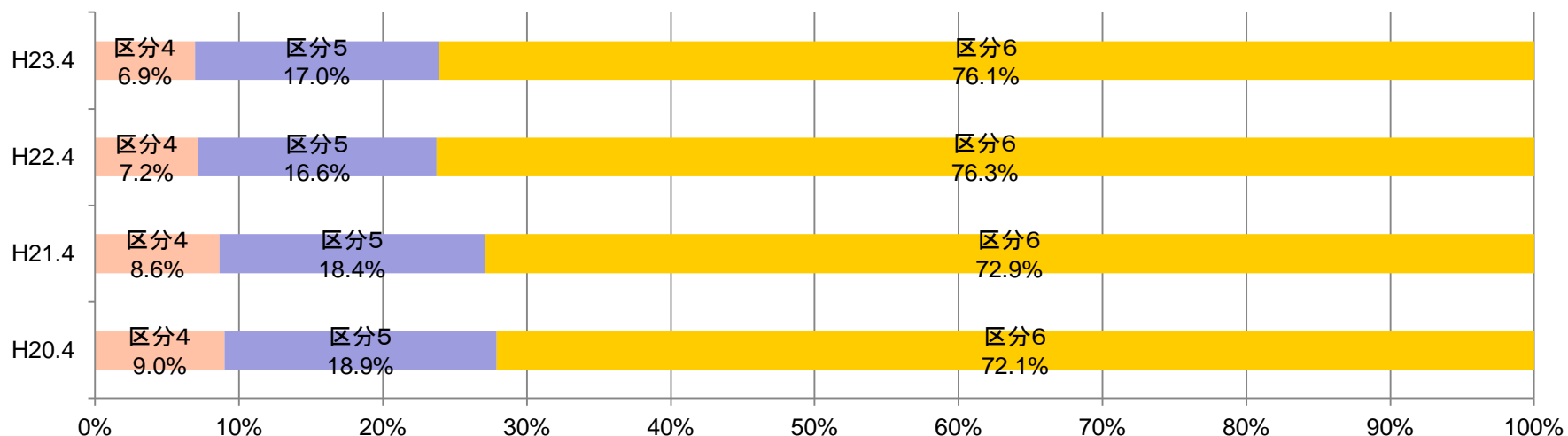
○ 重度訪問介護の受給者数(人)

障害程度区分	総数	区分4	区分5	区分6
受給者数	8,164	565	1,385	6,214
割合	100%	6.9%	17.0%	76.1%

※区分なし(者)、旧法区分を除く

※出所:国保連データ(平成23年4月)

○ 重度訪問介護の障害程度区分の割合の推移



※出所:国保連データ

平成21年度報酬改定概要について

- 重度訪問介護については、重度障害者の地域生活を支援する重要なサービスであり、サービス提供事業者の確保や事業の安定的な運営の確保が求められており、サービスの一層の拡充を図るため、報酬単価について引き上げを行った。
- これまで、1時間単位で設定されていた報酬単価について、30分単位での利用が可能となるよう細分化を行った。

平成18年4月報酬

1時間未満	160単位
1時間以上2時間未満	320単位
2時間以上3時間未満	480単位
3時間以上4時間未満	640単位
｜	
20時間以上24時間未満	
3, 171単位に20時間から計算して1時間増す 毎に+143単位	

平成21年4月報酬

1時間未満	183単位
1時間以上1時間30分未満	274単位
1時間30分以上2時間未満	365単位
2時間以上2時間30分未満	456単位
2時間30分以上3時間未満	547単位
3時間以上3時間30分未満	638単位
3時間30分以上4時間未満	729単位
｜	
20時間以上24時間未満	
3, 514単位に20時間から計算して30分増す 毎に+81単位	

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・予防的対応
…初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること
・行動援護従業者養成研修修了者
+
5年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※行動援護従業者養成研修修了者は3年(平成24年3月までの経過措置)
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級
・行動援護従業者養成研修修了者 等
+
2年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※行動援護従業者養成研修修了者は1年(当面の間)

○ 報酬単価

■ 基本報酬

254単位(30分)～2,508単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○ **事業所数** 1,029(国保連平成23年4月実績)

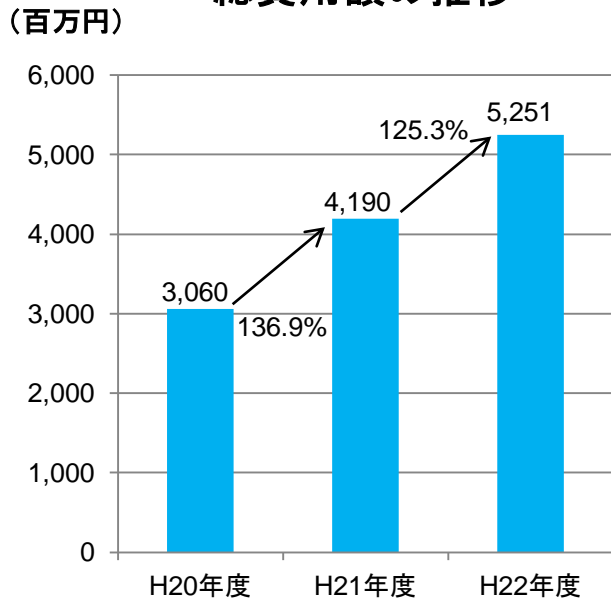
○ **利用者数** 5,638(国保連平成23年4月実績)

行動援護の現状について

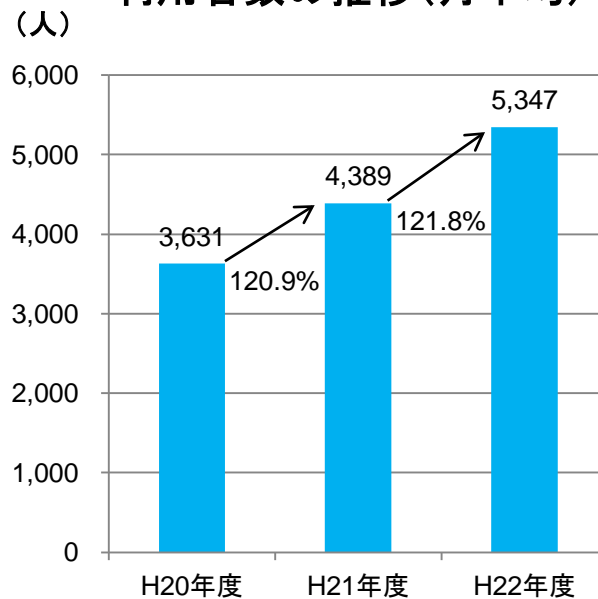
【利用状況(20年度～22年度比較)】

- 行動援護の費用額は、約53億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の0.5%を占めている。
- 総費用額、利用者数、事業所数については、毎年度増加している。

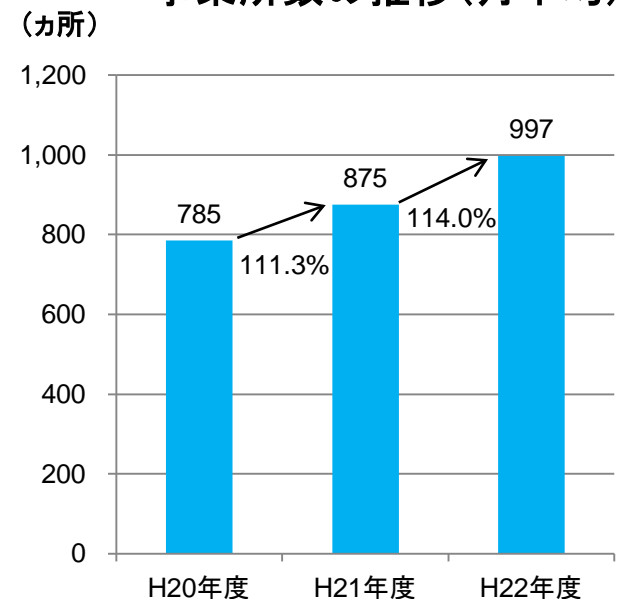
総費用額の推移



利用者数の推移(月平均)



事業所数の推移(月平均)



※出所:国保連データ

【障害程度区分毎の利用状況】

- 利用者数は約5千人※であり、障害児が約5割を占めている。
- 毎年度、障害児が減少し、障害者が増加している。

※国保連データ(平成23年4月)

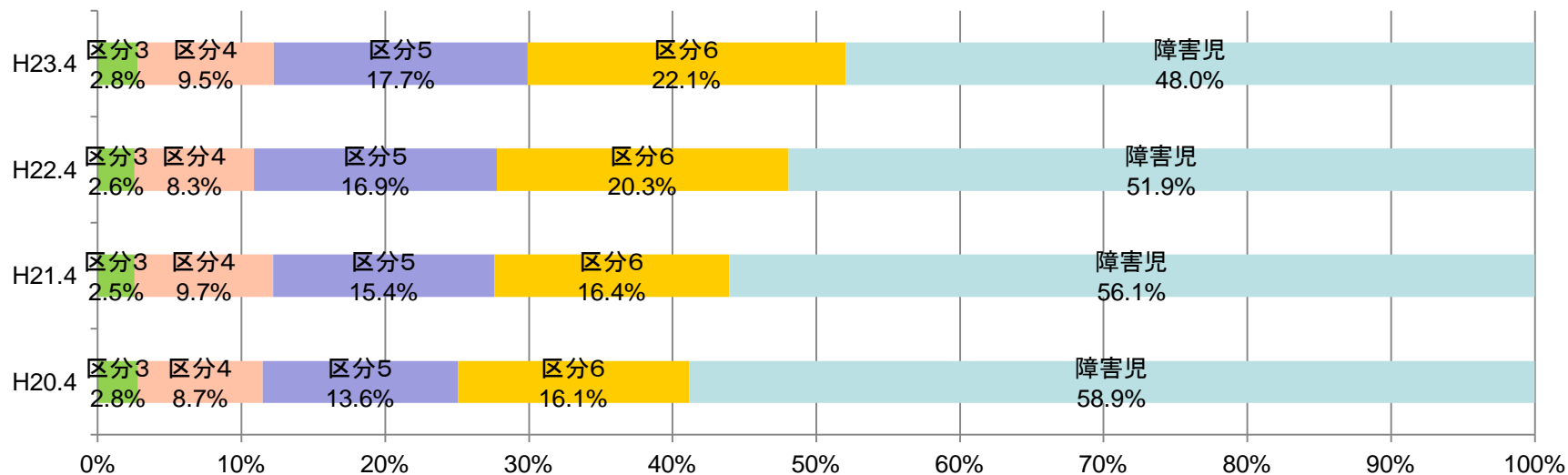
○ 行動援護の受給者数(千人)

障害程度区分	総数	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
受給者数	5,305	147	503	937	1,174	2,544
割合	100%	2.8%	9.5%	17.7%	22.1%	48.0%

○ 行動援護の障害程度区分の割合の推移

※区分なし(者)、旧法区分を除く

※出所:国保連データ(平成23年4月)



※出所:国保連データ

平成21年度報酬改定概要について

- 平成18年度の施行時より、1時間以上1時間30分未満の場合までの報酬単価は介護保険並びで設定していることを踏まえ、引き続き介護保険並びで設定を行った。
- 対象者の判定基準を引き下げ、対象者の拡大を図った。(平成20年度より)
- 4.5時間以上が包括単価となっているため、5時間以上のサービスを利用する場合の8時間までの報酬単価の設定を行った。

平成18年4月報酬

30分未満	230単位
30分以上1時間未満	400単位
1時間以上1時間30分未満	580単位
1時間30分以上2時間未満	728単位
2時間以上2時間30分未満	876単位
↓	
4時間以上4時間30分	1,468単位
4時間30分以上	1,616単位

平成21年4月報酬

30分未満	254単位
30分以上1時間未満	402単位
1時間以上1時間30分未満	584単位
1時間30分以上2時間未満	732単位
2時間以上2時間30分未満	880単位
↓	
4時間以上4時間30分未満	1,472単位
4時間30分以上	1,620単位
↓	
7時間以上7時間30分未満	2,360単位
7時間30分以上	2,508単位

重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援

○対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害程度区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（11項目）等の合計点数が15点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○サービス内容

- 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○報酬単価

■ 基本報酬

○4時間 800単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間780単位
○短期入所 890単位/日 ○共同生活介護 959単位/日（夜間支援体制加算含む）

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算）
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（68単位加算）
※ 平成24年3月31日まで

○事業所数 8（国保連平成23年4月実績）

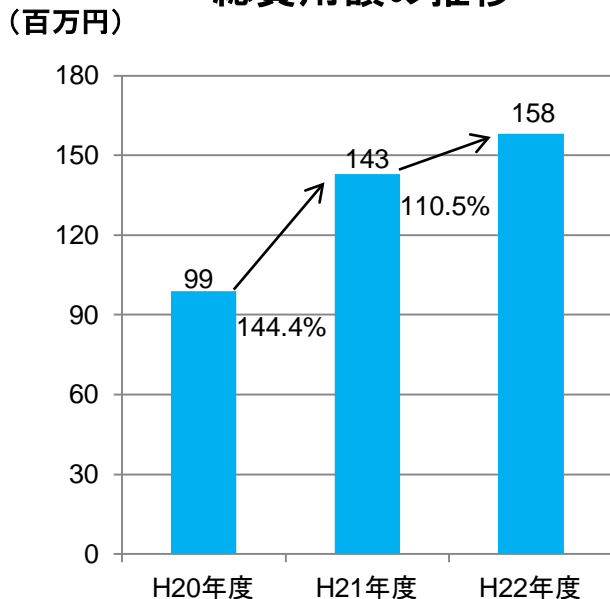
○利用者数 30（国保連平成23年4月実績）

重度障害者等包括支援の現状について

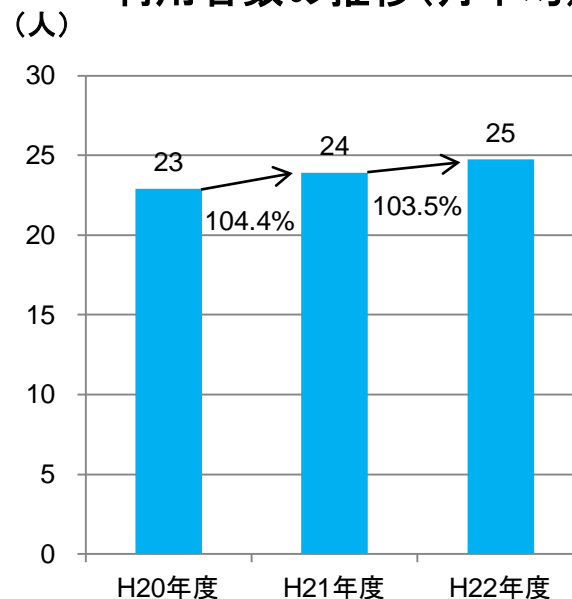
【利用状況(20年度～22年度比較)】

- 重度障害者等包括支援の費用額は、約1.6億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の0.01%を占めている。
- 総費用額については、毎年度増加している。利用者数、事業所数については、ほぼ横ばいである。

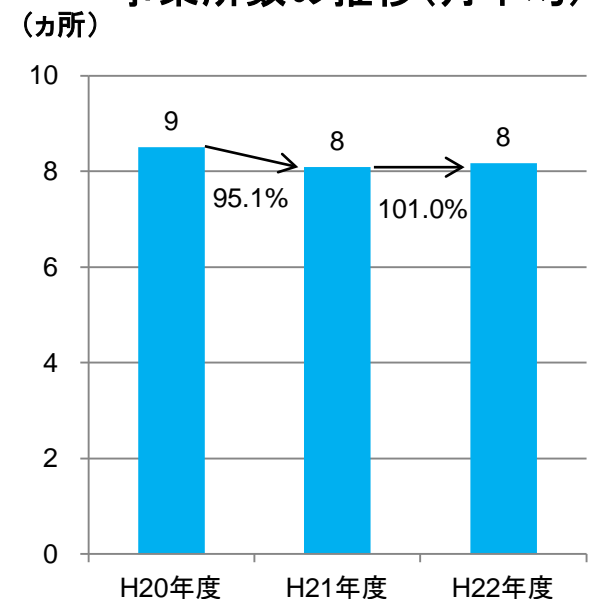
総費用額の推移



利用者数の推移(月平均)



事業所数の推移(月平均)



※出所:国保連データ

【障害程度区分毎の利用状況】

○ 利用者数は約30人※である。

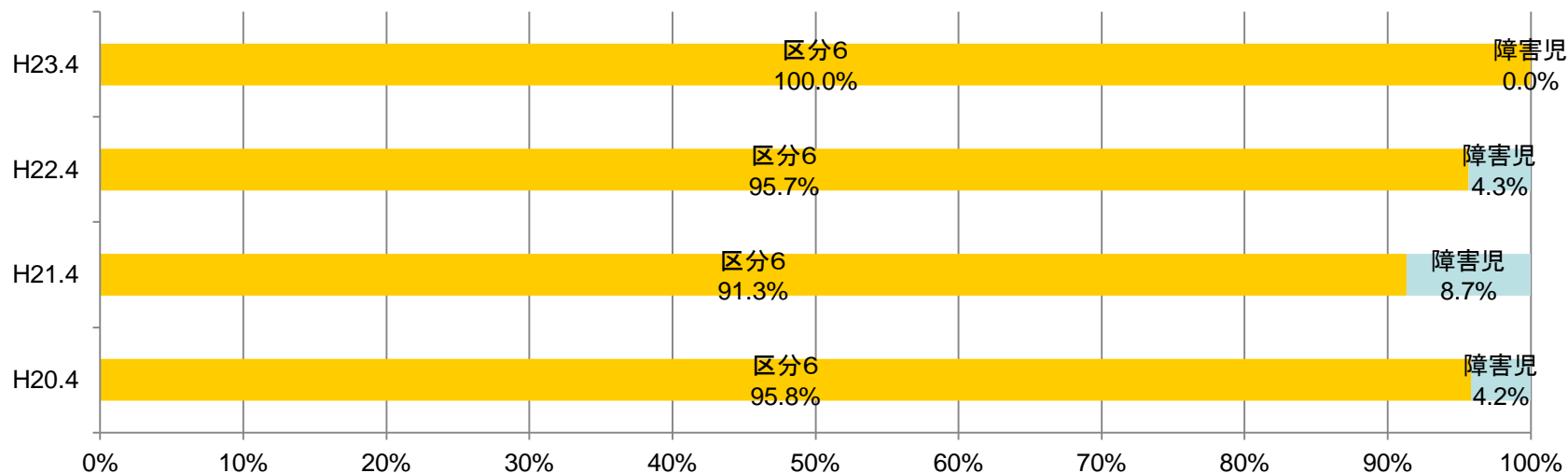
※国保連データ(平成23年4月)

○ 重度障害者等包括支援の受給者数(千人)

障害程度区分	総数	区分6	障害児
受給者数	30	30	0
割合	100%	100%	0%

※区分なし(者)、旧法区分を除く
 ※出所:国保連データ(平成23年4月)

○ 重度障害者等包括支援の障害程度区分の割合の推移



※出所:国保連データ

平成21年度報酬改定概要について

【重度障害者等包括支援】

- 障害者自立支援法の施行に伴い創設された新しいサービスである。
- サービスの利用が十分に進んでいない状況にあるため、適切な報酬単価の設定を行った。
- 短期入所、共同生活介護の単価については、各個別サービスの報酬単価並びで設定を行った。

平成18年4月報酬

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 旧法施設支援	4時間700単位
短期入所	890単位/日
共同生活介護	541単位/日

平成21年4月報酬

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 旧法施設支援	4時間800単位
短期入所	890単位/日
共同生活介護	1,042単位/日

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
- 同行援護アセスメント票の調査項目に該当していること。また、身体介護を伴う場合は以下のいずれも満たす者であること。
 - ・ 障害程度区分2以上。
 - ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか「できる」以外に認定されていること。

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を負えるものに限る。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者、移動支援事業に3年以上従事した者
 - 同行援護従業者養成研修応用課程修了者(平成26年9月30日までの経過措置を設ける)等
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級、2級、同行援護従業者養成研修一般課程修了者(平成26年9月30日までの経過措置を設ける)等

○ 報酬単価

■ 基本報酬

同行援護

(身体介護を伴う場合)

254単位(30分)～833単位(3時間)

3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

(身体介護を伴わない場合)

105単位(30分)～276単位(1.5時間)

1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○ 事業所数

(国保連平成23年 月実績)

○ 利用者数

(国保連平成23年 月実績)

同行援護の現状について

【利用状況】

- 平成23年10月施行の新規事業である。
- 総費用額、利用者数については、有効データ無し。
- 指定事業所数については、
 - 平成23年10月末時点 1, 273カ所
 - 平成23年11月末時点 3, 809カ所となっており、今後の事業所の増加が期待される。

※独立行政法人福祉医療機構データ

【障害程度区分毎の利用状況】

- 有効データ無し。

参考資料

(社会保障審議会介護給付費分科会資料)

生活援助の時間区分等の見直しについて

論点1:利用者ごとのニーズに対応して効率的にサービスを提供することにより利用者の利便性や負担に配慮するとともに、事業者においては、より多くの利用者へのサービスの提供を可能とするという観点から、生活援助の時間区分及び単位について、実態に即した見直しを行ってはどうか。

【対応】生活援助の時間区分の見直し（案）

（現行）

生活援助が中心である場合

30分以上60分未満

60分以上



（見直し案）

45分未満

45分以上

※ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合についても必要な見直しを行う。

生活援助の所要時間について ①

- 生活援助のうち利用頻度の高い「掃除」・「調理・配下膳」の平均所要時間は30分～40分程度（サービス準備6分を合算）となっている。
- 生活援助については、掃除・調理が太宗を占めており、掃除については軽度者ほど利用が多いが、調理については要介護度との相関関係が見られない。

生活援助の報酬区分・行為ごとの平均サービス提供時間

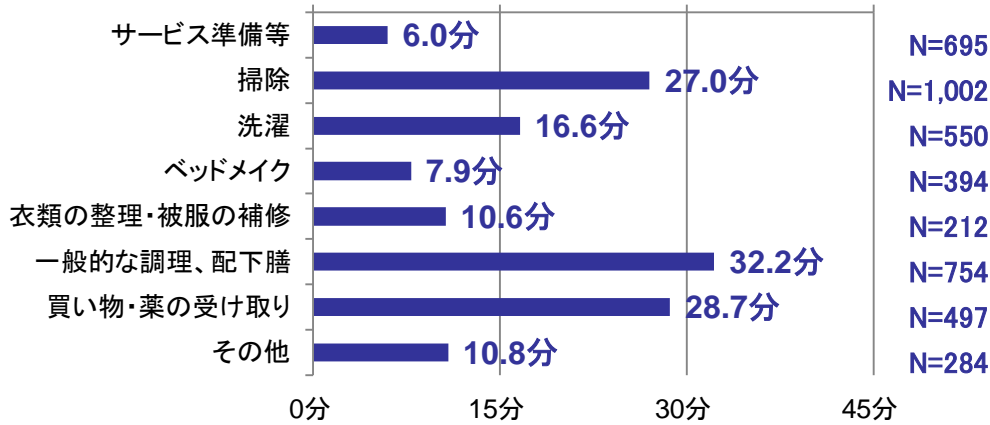
生活援助

【生活援助のみ】

30分以上60分未満	2 2 9 単位
60分以上	2 9 1 単位

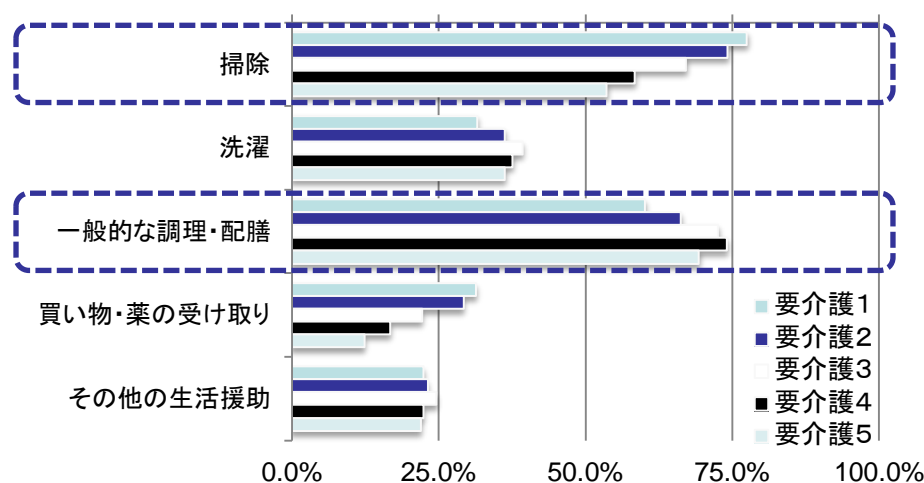
【身体介護に引き続いて行う場合】

30分以上	8 3 単位
60分以上	1 6 6 単位
90分以上	2 4 9 単位



(資料出所)株式会社EBP「訪問サービスにおける提供体制に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

(参考) 生活援助の行為内容の割合



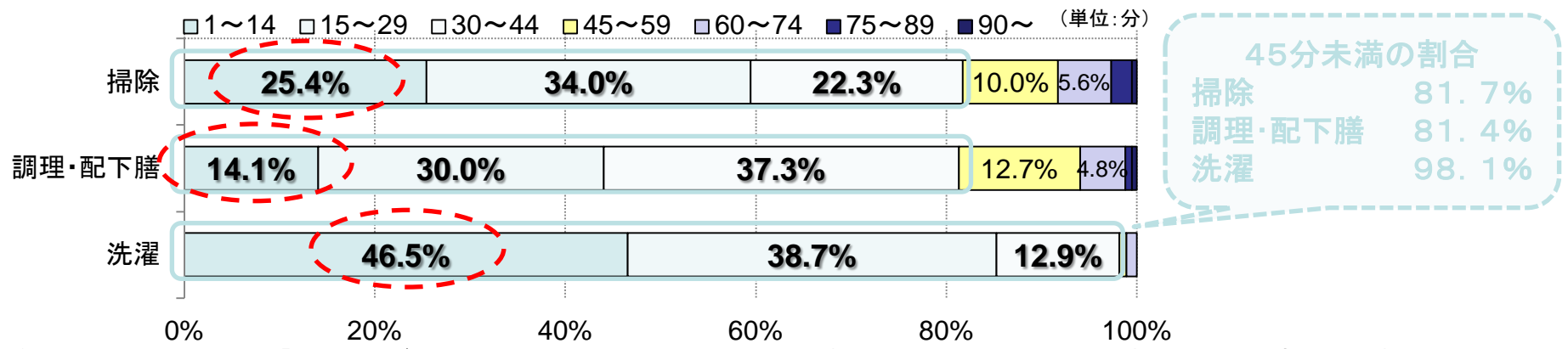
(注1) 要介護者82,722人(要介護1:20,945人、要介護2:22,340人、要介護3:16,958人、要介護4:12,270人、要介護5:10,209人)に対する平成21年9月30日における訪問回数約10.7万回のデータ合計を基に計算。

(注2) 行為内容の割合については、
$$\frac{\text{生活援助それぞれの行為の提供回数}}{\text{生活援助又は身体介護に引き続き生活援助を実施した回数}} \times 100$$
により算出した。

(資料出所)厚生労働省「平成21年介護サービス施設・事業所調査」(老健局による特別集計)

○ 生活援助については複数行為を組み合わせて行われることが多いが、一つの行為は15分未満ですむ場合もあり、組み合わせによっては30～40分程度になる。

主な生活援助サービスの1回当たり平均提供時間ごとの利用者分布



45分未満の割合

- 掃除 81.7%
- 調理・配下膳 81.4%
- 洗濯 98.1%

(資料出所)株式会社EBP「訪問サービスにおける提供体制に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

主な生活援助サービスの組合せと平均時間等により算出した提供時間 (イメージ)

生活援助の行為ごとの組み合わせ割合

1行為のみ	25.2%
2行為の組み合わせ	36.0%
掃除 + 調理・配下膳(再掲)	(14.5%)
掃除 + 洗濯(再掲)	(6.2%)
3行為以上の組み合わせ	38.7%

(資料出所)厚生労働省「平成21年介護サービス施設・事業所調査」(老健局による特別集計)

生活援助の行為ごとの組合せ時間(例)

- 準備 掃除15分 調理15分 ⇒ 36分
- 準備 洗濯15分 掃除15分 ⇒ 36分
- 準備 洗濯15分 調理15分 掃除30分 ⇒ 66分
- 準備 洗濯15分 調理・配下膳30分 掃除15分 ⇒ 66分

生活援助の時間区分等の見直しについて

○ 今後、増加が見込まれる在宅要介護者に対し、利用者のニーズに応じた生活援助サービスを効率的に提供し、より多くの利用者が生活援助を円滑に利用することができるよう、生活援助の時間区分を60分での区分けから45分での区分けに見直してはどうか。

生活援助の時間区分見直しによる訪問イメージ



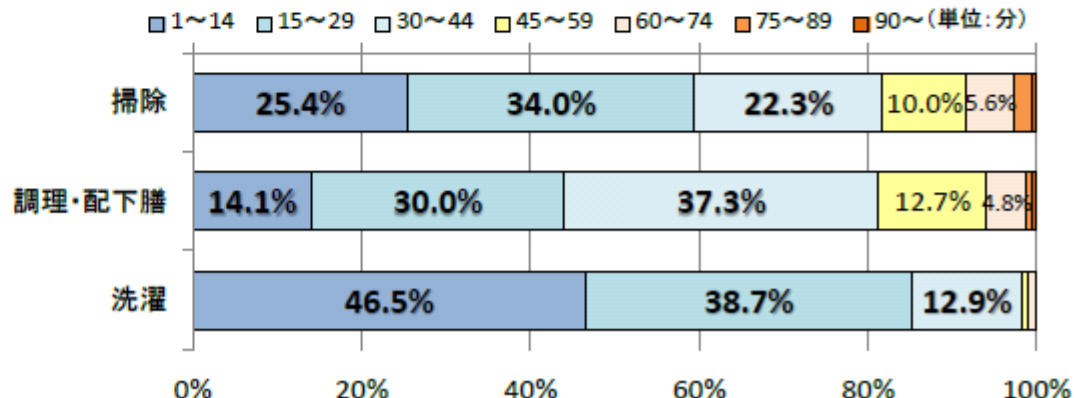
- ⇒ 1人の訪問介護員が、より多くの利用者にサービス提供を行うことが可能
- ⇒ 利用者は必要なサービスをニーズに応じて受けることが可能

生活援助の行為ごとの組合せ割合

1行為のみ	25.2%
2行為の組み合わせ	36.0%
掃除+調理・配下膳(再掲)	(14.5%)
掃除+洗濯(再掲)	(6.2%)
3行為以上の組み合わせ	38.7%

(資料出所)厚生労働省「平成21年介護サービス施設・事業所調査」(老健局による特別集計)

主な生活援助サービスの行為ごとの平均提供時間



(資料出所)株式会社EBP「訪問サービスにおける提供体制に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

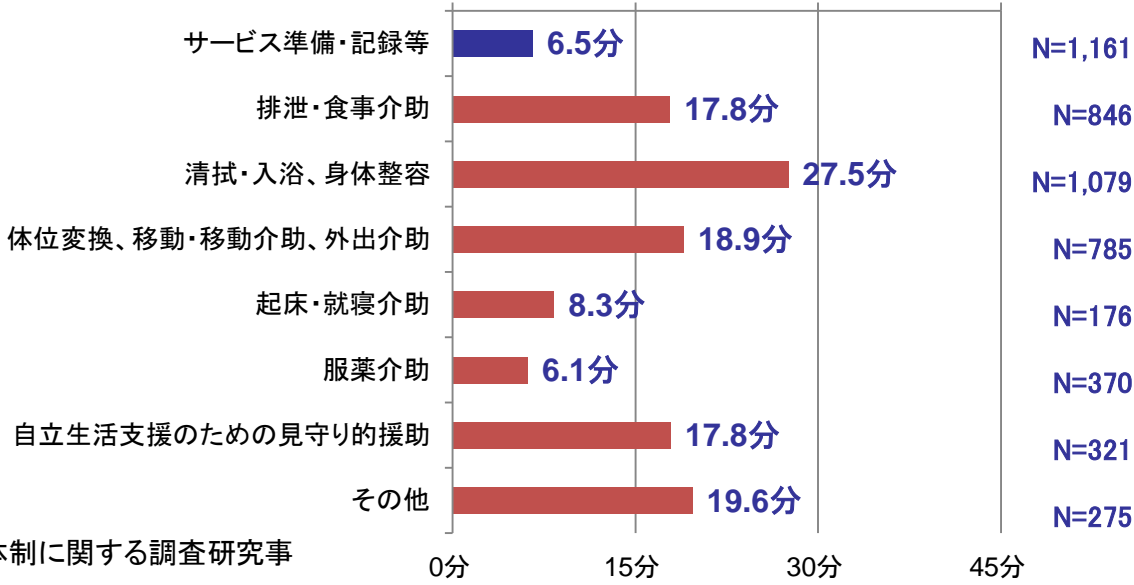
[その他の論点①] 身体介護の時間区分について

- 身体介護の行為ごとの平均提供時間は起床・就寝介助及び服薬介助を除き、20分～30分程度（サービス準備6.5分を合算）となっている。
- 現行の報酬区分よりもさらに短時間（10～15分程度）を想定した区分を創設すべきではないかとの指摘があるが、次の観点から慎重に検討すべきではないか。
 - ・ 短時間の身体介護ニーズは夜間等も含め1日複数回生じることが想定され、その必要回数も日々の状況に応じ一定程度の変動があり得るが、こうした短時間の頻回訪問を「出来高払い方式」で行う場合、利用者負担の著しい変動が生じるおそれがある。
 - ・ こうした変動が起こりうる「出来高払い方式」は収入が安定しないことから、事業者にとっても職員の体制確保が困難であり、利用者個々のニーズに応じた日々の柔軟なサービス調整や常勤職員の確保による勤務ローテーションの安定化等に支障が生じるおそれがある。

身体介護の報酬区分・行為ごとの平均サービス提供時間

身体介護

30分未満 (※) 254単位
 30分以上60分未満 402単位
 60分以上90分未満 584単位
 90分以上は、584単位に30分を増すごとに83単位を加算
 ※ 日中は20分以上が原則。夜間・深夜・早朝の時間帯（18:00～翌8:00）は、20分未満であっても算定可能



(資料出所)株式会社EBP「訪問サービスにおける提供体制に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

身体介護の短時間区分の創設について

- 1日複数回の短時間訪問により利用者の生活を総合的に支援する観点から、訪問介護における身体介護の単位として20分未満の区分を創設し、定期巡回・随時対応サービスへの移行を想定した要件を課してはどうか。
- この単位については、次期介護報酬改定時（平成27年度）には必要な見直しをおこなってはどうか。

【「身体介護が中心である場合」の時間区分の見直し（案）】

（現行）

30分未満

（30分以上については省略）



（見直し案）

20分未満（新設）

20分以上30分未満

※ 30分以上の時間区分については現行どおり

【「20分未満」の時間区分を算定する場合の要件（案）】

○ 利用対象者

- ・ 「要介護3～5」かつ「障害高齢者の日常生活自立度ランクB～C」の利用者
 - ・ 一週間のうち5日以上、夜間又は早朝の時間帯を含めた短時間の身体介護サービス（おむつ交換[排せつ介助]・体位交換等（※））が必要と認められる者
- ※ 単なる見守り・安否確認のみのサービスによる算定は従来どおり認めない。

○ 事業所の体制要件

- ・ 毎日、深夜帯を除く時間帯（6:00～22:00）に営業しており、深夜帯においてもオンコール体制が確保できている
- ・ 3月に1回以上、当該利用者に関するサービス担当者会議の開催を必須とし、サービス提供責任者が当該会議に必ず参加していること
- ・ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があること

【その他の論点②】 サービス提供責任者に関する指摘事項

- サービス提供責任者の配置基準については、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において基準の見直しについて検討することとされている。
- また、平成21年介護報酬改定時に常勤要件の一部緩和を行っており、その検証状況に応じた必要な対応を行うこととされている。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

「成長戦略実行計画(工程表)」「Ⅱ 健康大国戦略」

- ・ 情報通信技術の活用等の効果を踏まえた効率的事業運営や人的資源有効活用を促す規制改革の検討・
結論:訪問介護事業所におけるサービス提供責任者配置基準等 【2011年度に実施すべき事項】

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)

【ライフイノベーション^⑮】

訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準)

- ・ 平成21年4月からの基準緩和施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能かについて検討し、結論を得る。

＜平成23年度中検討・結論＞

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(平成20年12月26日)

サービス提供責任者については、初回時や緊急時などサービス提供責任者の労力が特にかかる場合を評価するとともに、常勤要件について、サービスの質を確保しつつ事業所の効率的な運営や非常勤従事者のキャリアアップを図る等の観点から、常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする方向で見直す。併せて、職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する。なお、人員配置基準については、施行後の状況を検証し、必要な対応を行う。

サービス提供責任者の2級ヘルパー要件の段階的廃止について ①

論点3: サービス提供責任者の質の向上を図るため、3年以上の実務経験を有する訪問介護員2級課程修了者の任用要件を、段階的に廃止してはどうか。

【対応】 実務経験3年を有する2級ヘルパーのサービス提供責任者に対する減算[新設] (案)

訪問介護員2級課程修了者のサービス提供責任者が1人以上配置されている場合、当該事業所において提供された訪問介護サービスに係る基本単位を10%減算

(例) 身体介護30分未満 254単位×90%=229単位

注 当該サービス提供責任者の担当利用者かどうかにかかわらず事業所全体のサービス費を減算

○ 段階的な廃止 (案)

平成24年度	～	平成26年度まで	10%減算
平成27年度	～	平成29年度まで	10%+α減算 (減算率は次期改定時に検討)
平成30年度			サービス提供責任者の任用要件から「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」を廃止

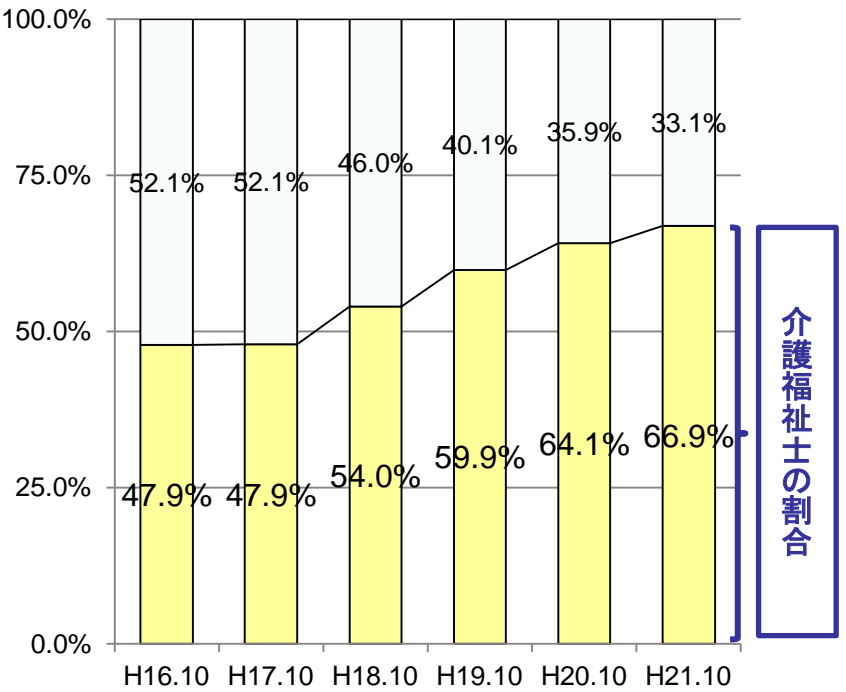
【参考】 過去の訪問介護員3級課程修了者の取扱いについて

平成15年度	～	平成17年度	10%減算
平成18年度	～	平成20年度	30%減算
平成21年度			報酬上の評価を廃止 (現に従事していた者は1年の経過措置)

サービス提供責任者の2級ヘルパー要件の段階的廃止について ②

- サービス提供責任者の任用要件である「実務経験3年以上の訪問介護員2級課程修了者」については、制度創設以来「暫定的な要件」とされている。
- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、現に従事しているサービス提供責任者の処遇にも配慮しつつ、当該暫定措置の段階的解消を図る必要があるのではないか。

サービス提供責任者の介護福祉士割合の推移



(注) 平成20年までは実員数、平成21年は常勤換算数で計算

サービス提供責任者の保有資格別の実人員数 (H21.10現在)

	H21.10.1	勤務形態別	
		常勤	非常勤
サービス提供責任者(総数)	50,605人 (100.0%)	48,843人	1,762人
うち介護福祉士	33,760人 (66.7%)	32,765人	995人
うち介護職員基礎研修修了者	1,045人 (2.1%)	1,020人	25人
うち訪問介護員1級課程修了者	6,800人 (13.4%)	6,594人	206人
うち訪問介護員2級課程修了者	9,000人 (17.8%)	8,464人	536人

(資料出所) 厚生労働省「平成21年度介護サービス施設・事業所調査」
(老健局による特別集計)

(参考) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月老企25号)
第三の一の1(2)⑤
二級課程を修了した者であって、三年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定訪問介護事業者は出来るだけ早期に、これに該当するサービス提供責任者に介護職員基礎研修若しくは一級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと、

論点4: サービス提供責任者の主たる業務である訪問介護計画の作成に応じた適切な員数を配置するため、利用者数に応じた配置基準に見直しはどうか。

【対応】 配置基準の見直し (案)

(現行)

サービス提供時間 450時間ごとに1人
訪問介護員の数 10人ごとに1人



(見直し案)

利用者〇〇人ごとに1人

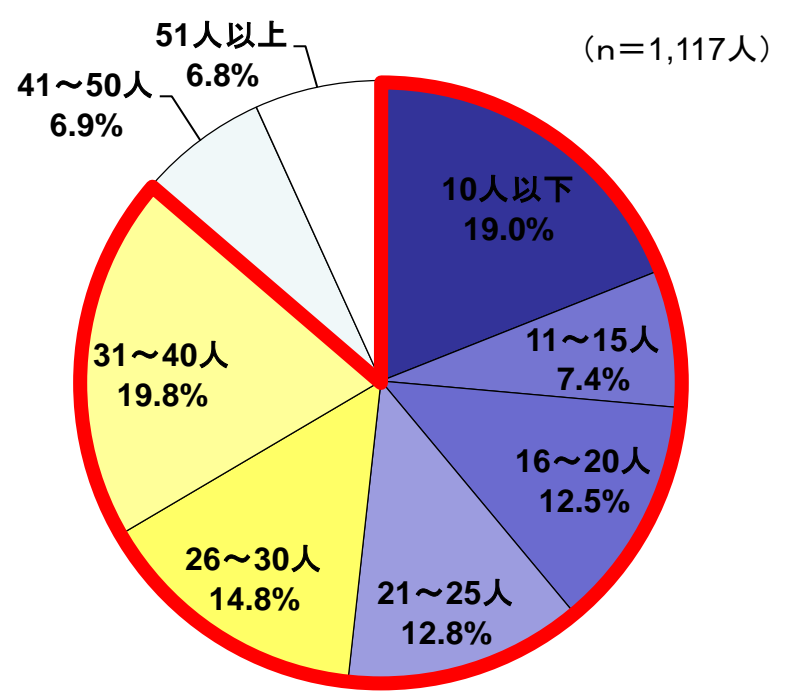
○ 利用者数については現状を踏まえ40人程度としてはどうか。

※ 非常勤のサービス提供責任者が認められる範囲については現行どおりとする。

サービス提供責任者の配置基準の見直しについて ②

- サービス提供責任者については、①サービス提供時間450時間又は②事業所の訪問介護員10人ごとに1以上配置することとされているが、主たる業務である「利用者の訪問介護計画作成」の件数に必ずしも対応していない。
- また、配置すべき員数は「当月」の①②に依存しており、いずれの要素も変動が起こりやすく管理が煩雑なため、効率的な任用・配置が困難となっているのではないかと。

サービス提供責任者（常勤）の担当利用者数



担当利用者40人未満が86%

基準からみたサービス提供責任者の担当利用者数

1事業所当たり利用者数	87.7人
1事業所当たりサービス提供時間	1169.8時間
利用者1人当たりサービス提供時間	13.3時間

(n=1,567事業所)

注 利用者数及びサービス提供時間は要支援1・2を含む。



現行のサービス提供責任者の基準上の必要数を利用者数に換算すると34人(※)に対して1人となる
 ※ 450時間 ÷ 13.3時間 ≒ 利用者34人

(資料出所) (財)ダイヤ財団「サービス提供責任者の配置要件に関する調査研究事業」(平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

全国社会福祉協議会 全国ホームヘルパー協議会・地域福祉推進委員会要望書(平成20年11月26日)
 (略)サービス提供責任者の配置基準は稼働時間450時間またはヘルパー10人につき1人配置となっているが、業務の実態から、一定数の実利用者ごとに一人とすることが適当である。